

東京都地域防災計画修正素案に対する

意見募集の結果について

1 意見募集期間と意見提出の状況

- (1) 意見募集期間 平成 24 年 9 月 12 日から 10 月 5 日まで
 (2) 提出された方の総数 75 通
 (3) 提出意見の総数 158 件

2 意見の内訳と主な意見の概要

(1) 意見の内訳

項 目	件 数
東京の防災力の高度化に関するもの	5 件
都、区市町村等の基本的責務と役割に関するもの	8 件
都民と地域の防災力向上に関するもの	11 件
安全な都市づくりの実現に関するもの	35 件
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保に関するもの	6 件
情報通信の確保に関するもの	7 件
医療救護等対策に関するもの	9 件
帰宅困難者対策に関するもの	20 件
避難者対策に関するもの	22 件
物流・備蓄・輸送対策の推進に関するもの	10 件
放射性物質対策に関するもの	9 件
住民の生活の早期再建に関するもの	6 件
災害復興計画に関するもの	1 件
その他多岐にわたるもの	9 件

(2) 主な意見の概要

いただいた意見の中で、特に多かった意見の概要は、以下のとおりです。

● 自助、共助について

- ・ 自助や共助を強調しすぎるべきではない。
- ・ 個人レベルの対策の強化が必要であり、各家庭における備蓄を義務化するべき。

(第2部第1章、第2章への意見)

<都の考え方>

→ 過去の大震災の例からも、発災時に1人でも多くの都民の命を救うためには、自助・共助の取組が重要です。このため、都は、震災対策条例などに基づいて、各家庭における備蓄などの取組を求めているところではあります。

都といたしましては、引き続き、道路ネットワークの整備や上下水道施設の耐震化などの公助の取組も進めることとしており、今後とも、こうした公助の取組に自助・共助の取組もあわせて、総合的に防災対策を推進してまいります。

● 木造住宅密集地域における特定整備路線の整備について

- ・ 特定整備路線の候補区間とされた道路には、整備に当たり現状に即していない道路も含まれており、見直しを図るべき。

(第2部第3章への意見)

<都の考え方>

→ 木造住宅密集地域においては、建物の不燃化の促進を図るとともに、延焼遮断や避難等のための都市計画道路の整備を進める必要があります。このため、都は、防災都市づくり推進計画や木密地域不燃化10年プロジェクトの実施方針に基づき、災害時における延焼遮断等に大きな整備効果が見込まれる新設道路等について、地元区と意見交換を行って「特定整備路線」の候補区間として選定したところではあります。

都といたしましては、今後とも、地元区と連携を図りながら、命を守るための道路を実現してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 避難所等における管理栄養士の活用について
 - ・ 避難者の健康を維持するため、管理栄養士を活用する旨を明確にするべき。
(第2部第8章、第10章、第11章への意見)
- 妊産婦や乳幼児の保護、適切で安全な栄養の確保について
 - ・ 災害時要援護者である妊産婦・乳幼児の保護を図るため、授乳しやすい空間の確保や調乳指導などを実施するべき。
(第2部第8章、第10章、第11章への意見)

<都の考え方>

- 避難者対策などは、被災者の視点に立った対策が必要であり、とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に対しては、避難所で安心して過ごせるようきめ細かな配慮が必要です。
地域防災計画修正(素案)では、避難所の運営に当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し授乳室を設置することとしています。
また、避難者の健康を支える栄養管理等については、保健師・栄養士による巡回健康相談の実施等について定めましたが、いただいた意見を踏まえ、管理栄養士の活用や、乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導の実施についても追記いたしました。
引き続き、区市町村とも連携を図りながら、避難者の安全を守る取組を推進してまいります。

- 帰宅困難者対策について
 - ・ 一時滞在施設等の用語の意味や都民による備蓄について、広く普及するべき。
 - ・ 一定期間を超えて滞在する利用者への退去・移送について、行政による支援策を講じるべき。
(第2部第9章への意見)

<都の考え方>

- 帰宅困難者対策については、社会全体で取組を推進することが重要であり、都民一人ひとりによる備蓄の推進や一時滞在施設の適切な利用を図ることが必要です。

このため、地域防災計画修正（素案）では、都民による備蓄の推進や、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションなどの用語の定義などを明らかにしましたが、いただいた意見を踏まえ、一時滞在施設の役割や利用方法等について普及啓発を進めるなど、行政による支援策を新たに追記いたしました。

都といたしましては、今後も、区市町村、事業者等と連携して、帰宅困難者対策を推進してまいります。

● 放射性物質対策について

- ・放射能対策チーム（仮称）の設置時間等を明記し、構成メンバーに都職員以外も採用するべき。
- ・都有施設等における放射線測定・放射性物質検査等について、検査結果等を公表するべき。
- ・放射能による実際の被害が発生した場合の対応を想定するべき。

（第2部第12章への意見）

<都の考え方>

→ 東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の際、都は関係部署が連携して対応にあたり、都有施設等における放射線測定・放射性物質検査等を実施し、結果をホームページで公表するなどの取組を進めてまいりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえて、地域防災計画修正（素案）では、今後、都内において、原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、放射能対策チーム等を設置し、放射線に係る研究機関や国の医療チーム等の協力も得て、連携した対応を実施することとしています。

また、モニタリング等の実施とその結果についての都民のみなさまへの情報提供等についても定めました。

なお、放射性物質による災害が生じた場合の対応については、既に地域防災計画の原子力災害編等に定めており、計画に基づき、国の対処方針や都の汚染状況を踏まえて、必要な対応を迅速かつ的確に行ってまいります。